

新地球温暖化対策計画書制度における AA、A⁺評価基準が決まりました。

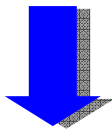
環境確保条例を改正して、本年4月よりスタートした新しい地球温暖化対策計画書制度は、温室効果ガスの排出量の大きい事業所に地球温暖化対策計画書の提出を義務付け、都の指導・助言と事業所の取組内容の評価・公表によって高い削減目標に誘導するものです。

この度、温暖化対策に積極的な事業所を高く評価するために、都が定める基本対策以外にも積極的に取組み、目標対策による温室効果ガスの削減率が5%以上となる事業所をAA（ダブルエー）評価、2%以上となる事業所をA⁺（エープラス）評価とすることとしましたので、お知らせします。

制度の概要

■ 17年8月末 → 本制度の対象事業所は、東京都が定める基本対策と、それ以外の対策（目標対策）により、5年間（平成17～21年度）の削減計画の案を提出

基本対策 都が定める対策	● 運用対策（空調、照明、給湯設備等の運用改善） ● 投資回収年数が概ね3年以内の一般的な対策
目標対策 基本対策以外で事業所が積極的に行う対策	● 事業所独自の対策 ● 先進的な対策 ● エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス削減対策等



AA評価基準、A⁺評価基準の公表
都による指導・助言（より高い削減目標の誘導）

■ 17年12月末 → 対象事業所は、都の指導・助言を踏まえ、削減計画を作成・提出

■ 18年3月 → 都が事業所の削減計画を評価し、その評価結果を公表

評価の概要

目標削減率*が5%以上	AA評価	今回決定
目標削減率*が2%以上	A ⁺ 評価	今回決定
基本対策をすべて計画化	A評価	
運用対策はすべて計画化	B評価	
計画していない運用対策がある	C評価	

A評価以上の優良事業所の評価結果を公表

* 目標削減率に、基準年度（H14,15,16年度）中に完了した目標対策相当の対策効果を含む

対象事業所の皆様には、上記のAA、A⁺評価基準を踏まえ、12月末の計画書の提出に向け、検討を進めていただきますよう、お願い申し上げます。

計画書の作成・提出に関する相談窓口（予約制）を11月15日（火）より開設します。予約方法は11月7日（月）にホームページにて公表します。